

ヒメケイ同窓会規約

第1章 〈総 則〉

- 第1条 本会はヒメケイ同窓会（以下本会という）と称する。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、姫路経営医療専門学校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- ① 親睦会の開催
 - ② 母校発展の援助
 - ③ 会員名簿の管理及び会報の発行
 - ④ 講演会・研修会その他の文化活動
 - ⑤ その他前条の目的達成のため必要な事項
- 第4条 本会の事務局は、姫路経営医療専門学校内（姫路市阿保甲 499-4）に置く。

第2章 〈会 員〉

- 第5条 本会の会員は下記の者を以って組織する。
- ① 正会員 姫路経理専門学校・姫路経理ビジネス専門学校・姫路経営医療専門学校卒業生で終身会費を納めた者
 - ② 準会員 姫路経営医療専門学校在校生
 - ③ 特別会員 姫路経理専門学校・姫路経理ビジネス専門学校・姫路経営医療専門学校教職員及び旧教職員
- 第6条 本会が、会員たるに適せずと認められる場合は、役員会に諮り除名することができる。
- 第7条 本会会員の個人情報の管理については、法律に基づく個人情報保護の規定を準用する。

第3章 〈役員及び顧問〉

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- ① 会長 1名
 - ② 副会長 2名
 - ③ 理事 5名
 - ④ 監査 2名
 - ⑤ 会計 2名（内1名は特別会員とする）
 - ⑥ 総務 3名（内1名は特別会員とする）
2. 会長・監査は、正会員の中から総会において選出する。
 3. 副会長・理事・会計及び総務は、会員の中から会長がこれを任命する。
- 第9条 本会の役員の任期は2年とし、再任はさまたげない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第10条 本会は顧問を置く。
- 顧問 1名
2. 顧問は学校長とする。

第4章 〈会 務〉

- 第11条 役員及び顧問は次の任務を有する。
- ① 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
 - ③ 理事は会務の企画・案内及びその他本会の目的に関する事項を行う。
 - ④ 監査は会務及び会計を監査する。
 - ⑤ 会計は本会の会計を掌り、監査を経て総会で報告する。

- ⑥ 総務は本会の諸文書の管理及び事務全般を行う。
- ⑦ 顧問は本会の各種の会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 〈会 議〉

第12条 本会は、次の各項に定める会議を開催する。ただし、会長が必要と認める時及び役員会の要請があるときは、臨時の会議を開催する。

- ① 総会
- ② 役員会

2. 会議は議事録を作成し、事務局でこれを保管する。

第13条 総会は毎年1回開催し、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び予算・決算に関する事項
- ② 役員を選出
- ③ 規約の変更、改正に関する事項
- ④ その他の重要な事項

2. 総会は会長が招集する。

3. 総会の議長はその都度出席正会員の中から選出する。

4. 総会の議事は出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決する所による。

第14条 役員会は本会の会務を協議し、執行する機関とする。

2. 役員会は毎年総会の前、及び必要事項が生じた時、会長が召集し議長をする。

3. 役員会は委任を含む役員過半数の出席を持って成立し、出席役員過半数を持って議決する。なお、賛否同数の場合は議長の裁決により決議する。

第6章 〈会 計〉

第15条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入を以てあてる。

第16条 会費は終年会費6,000円とする。

第17条 特別会員の会費は免除する。

第18条 本会の財産の管理並びに収支は会計がこれを行う。なお、寄贈など特定の支出については、役員会の協議を以て支出を認める。

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第20条 会計は毎年度決算を行い、監査を受け、総会で承認を得なければならない。

第7章 〈雑 則〉

第21条 この規約に定めるもののほか、規約の施行について必要な事項は、役員会が別に定める。

附則

- 1. この規約は平成23年5月24日から施行する。
- 2. 設立年度は平成23年5月24日から平成24年3月31日とする。
- 3. この改正規約は、平成24年6月17日から施行する。